

議案第 23 号

三次市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 2 月 24 日

三次市長 福岡 誠志

三次市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（案）

三次市子ども・子育て会議条例（平成 26 年三次市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 77 条第 1 項」を「第 72 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。